

京丹後市都市計画マスタープラン

(骨子イメージ)

目次(案)

序章 計画の主旨

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間と対象区域
- 4 計画の構成

第1章 現況と動向

1. 上位・関連計画の整理
2. 市の概況
3. 市民アンケート結果の概要
4. 都市づくりの課題

第2章 全体構想

- 2-1 将来都市像
 1. 基本理念
 2. 都市の将来像
 3. 将来人口
 4. 将来都市構造
- 2-2 都市づくりの方針
 1. 土地利用の方針
 2. 拠点の方針
 3. 軸の方針
 - (1) 道路の方針
 - (2) 公共交通の方針

4. 生活環境の方針

- (1) 公園の方針
 - (2) 上下水道・河川の方針
 - (3) その他公共施設の方針
 - (4) 住宅地・集落地の方針
- #### 5. 防災の方針

6. 自然・景観の方針

- (1) 地域環境の方針
 - 1) 地域資源の保全・活用の方針
 - 2) 環境保全の方針
- (2) 景観の方針

第3章 地域別構想

- 3-1 地域区分の考え方と設定
- 3-2 地域づくりの方針
 1. 峰山地域
 2. 大宮地域
 3. 網野地域
 4. 丹後地域
 5. 弥栄地域
 6. 久美浜地域

第4章 計画実現に向けた方策

1. 協働のまちづくりによる計画の実現
2. 計画の進行管理と計画の見直し

序章 計画の主旨

1. 計画策定の背景と目的

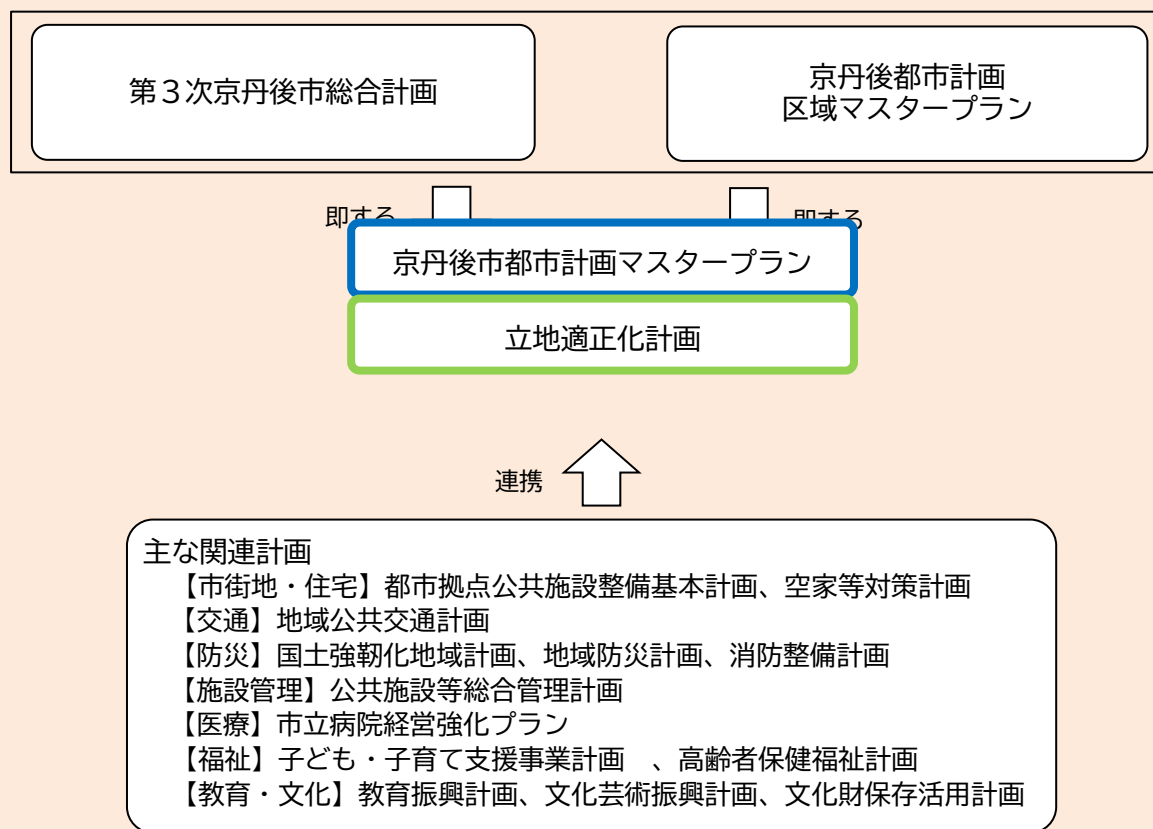
都市計画マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市が、住民の意見を反映しつつ、まちづくりのビジョン（方針）を明らかにするものです。

市では、都市計画区域内における将来のまちの姿と、その実現のための具体の整備方策を明らかにするとともに、都市計画区域外への波及効果も想定しながら、市全体の活性化につなげていくことを目的として、平成28年7月に京丹後市都市計画マスタープランを策定しました。

約10年が経過するなか、上位計画の総合計画を「第3次京丹後市総合計画」へと改定のほか、本市を巡る社会経済情勢の変化に対応するため、都市再生特別措置法による立地適正化計画をあわせた、新たな都市計画マスタープランとして策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」及び都市再生特別措置法第81条による「立地適正化計画」で、「第3次京丹後市総合計画」及び京都府が定める「京丹後都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即するとともに、府・市の関連計画との整合を図ります。



3. 計画の対象区域と計画期間

- 都市計画区域外を含む市全域を対象とします。
- 本計画は、おおむね20年先を見通しながら、本マスタープランの目標年を、令和8（2026）年から令和17（2035）年までの10年間とします。

4. 計画の構成

- 本計画は、全体構想（市全域）と地域別構想（旧6町）、計画の実現に向けた方策を基本の構成とします。

第1章 現況と動向

1. 上位・関連計画の整理

令和7年2月に改訂した第3次京丹後市総合計画、京都府が策定する、京丹後都市計画計画区域の整備・開発及び保全の方針（京丹後都市計画区域マスタープラン）とともに、主要な関連計画等による市のまちづくりの方向性を整理します。

【第3次京丹後市総合計画】

（基本理念）

自治と協働によって進めるまちづくり

（7つの目標）

- ①次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまち
- ②健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
- ③安全で安心して暮らせるまち
- ④お互いに支え合い、助け合うまち
- ⑤歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
- ⑥美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
- ⑦誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

2. 市の概況

位置・地勢、沿革、人口、産業、土地利用、都市施設、公共交通、都市機能、地価、災害リスク、景観など本市の現状と動向。

【主要な観点】

○人口の推移

令和27（2045）年の推計人口は、令和2年（2020年）に比べて約4割減の3.2万人に減少することが予測され、特に生産年齢人口は約1.2万人の減少が見込まれる。

○道路

平成28（2016）年度に野田川大宮道路・京丹後大宮ICまで開通し、近年大宮峰山道路の開通を迎え、平成29（2017）年度に京都府が（仮称）大宮峰山インターアクセス道路整備事業に着手。

また、令和7（2025）年2月山陰近畿自動車道（網野～久美浜）のルート帯が決定。

○鉄道

乗車人員は長期で見ると減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著な令和元年から令和2（2020）年にかけて大幅に減少したものの、令和3（2021）年から回復の兆しがみられる。

○公共交通

公共ライドシェアの全市域展開、自動運転バスなど多様なモビリティや MaaS 等の活用
の可能性を検討するとともに、都市拠点へのアクセス等を高めるため、京都府及びKTR等と新駅の設置について意見交換等を実施している。

3. 市民アンケート結果の概要

市民アンケート調査の実施及び結果の概要。

・定住意向、通勤や買い物などの利用施設、市や地域の魅力や将来像等

4. 都市づくりの課題

現状と動向、市民アンケート調査結果等を踏まえて、次のような都市づくりの主要な課題（案）を設定。

- ① 拠点における都市機能と連携の強化・充実
- ② 道路・公共交通ネットワークの充実
- ③ 居住環境の向上
- ④ 災害に対する安全確保
- ⑤ 計画的な土地利用の誘導

第2章 全体構想

2-1 都市の将来像

1. 基本理念

- 第3次総合計画に即し、京丹後市における普遍的なまちづくりの考え方を設定する。
※現行都市計画マスタープランは、第2次総合計画に即し、「自治と協働によって進めるまちづくり」としている。

2. 都市の将来像

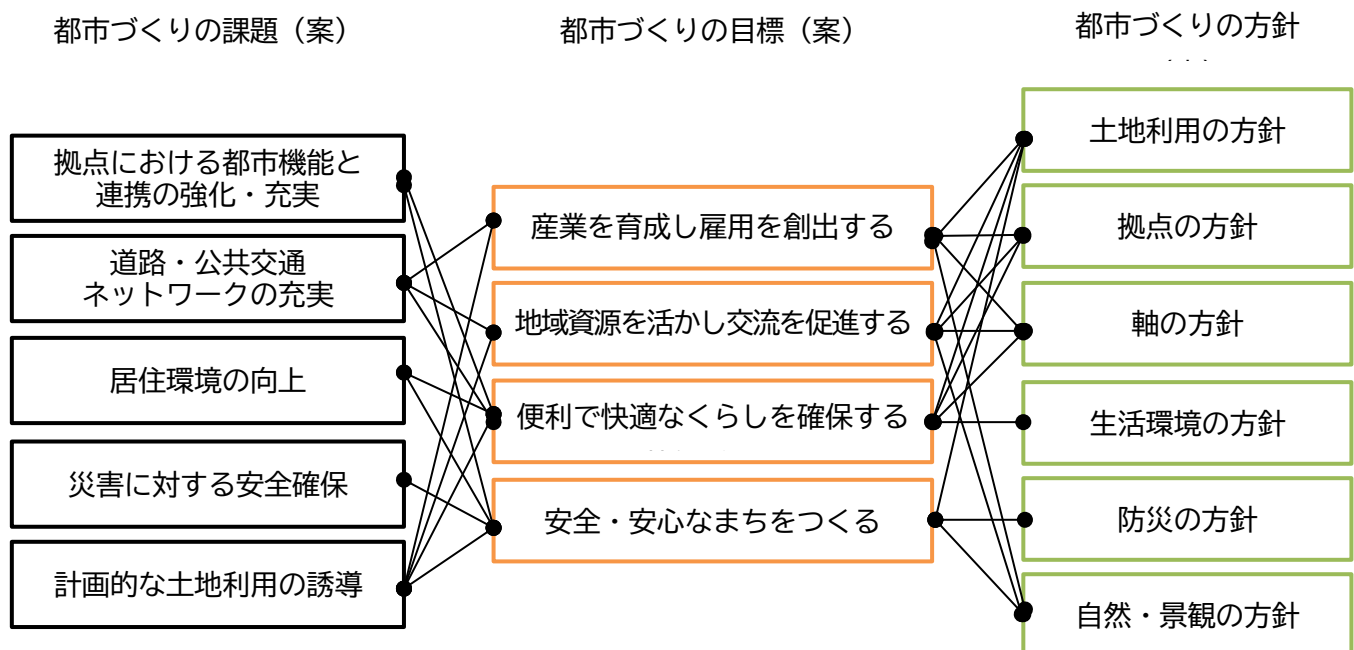
(1) めざすべき将来像

10年後のめざすべき将来像を設定。

(2) まちづくりの目標

めざすべき将来像を具現化していくため、現行計画の目標を視点に、まちづくりの目標を設定。

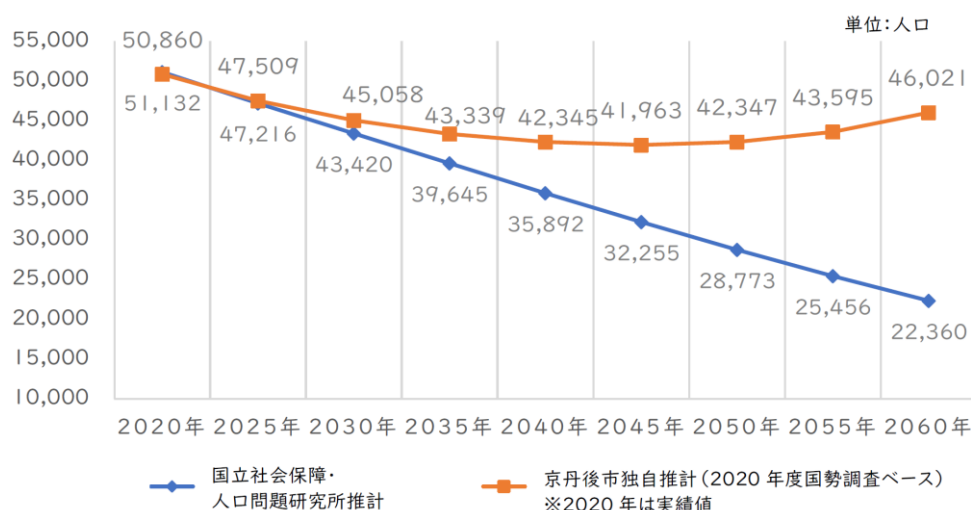
■体系図



※課題、目標、方針をつなぐラインは主要な関係を示

3. 将来人口

- 将来人口は、社会保障人口問題研究所の予測人口がしめされています。人口減少が続くことを前提とし、その現実に対応するための総合的な対策が必要です。第3次総合計画では、積極的に人口対策の施策も実行していく中で、その効果が十分に発揮されることにより、令和42(2060)年に46,000人程度の人口が確保されると期待されます。
- 都市計画マスタープランにおける本市の将来人口は、目標年次の令和17(2034)年で第3次総合計画の43,000人をめざすものとする。



資料：第3次京丹後市総合計画

4. 将来都市構造

将来都市構造は、第3次総合計画の多極ネットワーク型都市構造の形成として、都市の将来のあるべき姿を、拠点、軸で示します。



2-2 都市づくりの基本方針 将来都市構造

1. 土地利用の方針

資料：第3次京丹後市総合計画

次の基本的な考え方に基づき、公園、上下水道・河川、その他公共施設、住宅地・集落地、防災、地域資源の保全・活用、景観形成等の取組方針を設定。

■基本的な考え方（案）

- ・ 都市計画区域内の都市的土地利用については、今後、用途地域や地区計画制度等を活用し、鉄道駅や市民局、主要な幹線道路の結節点周辺を中心に良好な市街地環境の形成をめざす。
- ・ 都市計画区域及び都市計画区域外の自然的土地利用については、集落・農地の維持・向上や森林地域及び海浜地域の保全と持続可能な利用をめざす。

2. 拠点の方針

次の基本的な考え方に基づき、各拠点の取組方針を設定。

■基本的な考え方（案）

- ・ 都市拠点では、都市機能の集積と基盤整備等により、商業、芸術文化、娯楽、交流など多くの人が集まるエリアの形成をめざす。
- ・ 各町の地域拠点では、日常生活に必要な生活機能の集積や居住の誘導により、地域特性を活かした魅力ある利便性の高い拠点の形成をめざす。
- ・ 地場産業や新事業創出等への取組を支援し、企業の成長と新産業の創出を図る産業拠点の形成をめざす。
- ・ 多様な観光資源の魅力を磨き上げるとともに、観光客が利用しやすい移動手段の確保などにより、本市に集う人々と総合的につながる観光拠点の形成をめざす。

3. 軸の方針

次の基本的な考え方に基づき、道路、公共交通の取組方針を設定。

■基本的な考え方（案）

- ・ 市外と市内各地域等を結ぶ道路・交通ネットワークを形成し、人・モノ・ことの流動や防災性を向上させる山陰近畿自動車道を軸としたまちづくりをめざす。
- ・ 広域連携軸である山陰近畿自動車道の整備を促進するとともに、市外と連携した公共交通により、各地域へのアクセス性やインターチェンジを活用した交流等の向上をめざす。
- ・ 地域連携軸である国府道の整備促進や、公共交通空白地の解消等により、拠点間の連携や安全で快適で便利な道路環境、公共交通の向上をめざす。

4. 生活環境の方針

次の基本的な考え方に基づき、公園、上下水道・河川、その他公共施設、住宅地・集落地、の取組方針を設定。

■基本的な考え方（案）

- ・ 水と緑の施策を推進し、地域特性を考慮しつつ、みどり豊かな都市環境の形成をめざす。
- ・ 公共施設の計画的な長寿命化、ライフサイクルコストの縮減や更新費用の平準化等の取組により、施設の総量抑制と複合化・多機能化など保有量の最適化をめざす。
- ・ 子育て世帯や高齢者・障害者等に対応する住宅や住宅地環境等の維持・向上、市営住宅の適正な供給に努めるなど、快適で暮らしやすい住環境の実現をめざす。

5. 防災の方針

次の基本的な考え方に基づき、公園、上下水道・河川、その他公共施設、住宅地・集落地、の取組方針を設定。

■基本的な考え方（案）

- ・ 国、府と連携・協働しながら、水害や土砂災害等の発生を抑制し、被害を軽減するとともに、多様な災害に対応する防災体制の充実・強化、被害の迅速な回復を図る災害に強いまちをめざす。
- ・ 災害時において、行政が実施する公的な支援「公助」に加え、自分や家族を災害から守る「自助」、近隣や地域の人々が協力して災害に備える「共助」が連携した取組により、地域防災力の向上をめざす。

6. 自然・景観の方針

次の基本的な考え方に基づき、地域資源の保全・活用、環境保全、景観形成の取組方針を設定。

■基本的な考え方（案）

- ・ 自然環境や歴史文化遺産の保護、保全の取組を推進し、先人より受け継がれてきた良好な地域資源を未来へ継承するとともに、観光や地域振興への積極的な活用をめざす。
- ・ 行政、市民や事業者などが一体となって、地域の特性を踏まえた地球温暖化対策の取組を促進し、脱炭素社会の実現をめざす。
- ・ ユネスコ世界ジオパークに代表される海や山、風土に根ざした街なみなど、地域とともに魅力ある景観づくりをめざす。

第3章 地域別構想

3-1 地域区分

1. 地域区分の基本的考え方と設定

地域は、日常生活上の交流の範囲等から6つの地域（旧6町）に区分。

3-2 地域づくりの方針

1. 網野地域～6. 久美浜地域

6つの地域ごとに地域づくりの方針を設定。

（1）地域の概要

- 地域の位置、特性等を記載する。

（2）地域づくりの課題

- 地域の現状、地域意向等から課題を設定する。

（3）地域の将来像

- 地域のめざすべき将来像を設定する。

（4）地域づくりの方針

- 全体構想との整合を図りつつ、課題、将来像に対応するまちづくりの方針を設定する（おおむねの配置等を示す方針図を含む）。

第4章 計画実現に向けた方策

1. 協働のまちづくりによる計画の実現

第3次総合計画の基本理念である「自治と協働によって進めるまちづくり」に基づき、市民等と市の協働によるまちづくりを基本に、地区計画や地区防災計画、景観形成住民協定など、地域主体の取組への支援、まちづくりに必要な財源の確保等を通じて計画の実現をめざす。

（1）協働のまちづくりの基本的な考え方

①協働のまちづくりの基本方針

②まちづくりの役割分担

（2）協働のまちづくりの推進

①情報の共有化

②担い手の育成と多様な主体の連携

③まちづくり参加機会の確保

（3）協働のまちづくりの取組

①まちづくり活動への支援

②効率的かつ効果的な施策・事業の推進

③関係機関等との連携強化と制度・事業の活用

2. 計画の進行管理と見直し

都市計画マスタープランの適切な進行管理と必要に応じた見直しを行う。